

全浄連ニュース

全浄連NEWS

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

vol.

179

2023-11

Close Up Zenjohren News

第37回全国浄化槽大会に750名

Topics

令和6年度浄化槽予算要求で87億円
全浄連、令和6年度予算編成へ自公に要望
栃木県で令和5年度浄化槽トップセミナー





目

次

● 第 37 回全国浄化槽大会に全国から 750 名参集	1
維持負担軽減など浄化槽適正整備推進決議採択	
● 「浄化槽の日」 実行委員会幹事団体代表挨拶	7
● 「浄化槽の日」 表彰者一覧	8
● 浄化槽適正整備推進決議	9
● 令和 5 年度「浄化槽の日」ポスター	10
● 令和 6 年度浄化槽予算要求の概要（環境省）	11
● 令和 6 年度予算編成へ自民、公明党に要望書（全浄連）	14
特定既存単独槽の基準明確化など 7 項目	
● 令和 5 年度浄化槽トップセミナー栃木開く（環境省）	16
首長や自治体幹部、議会などから 200 名が出席	
● 関東地区協議会が善光寺で令和 5 年度生排研修会（全浄連）	18
● 第 37 回全国浄化槽技術研究集会が盛況裏に閉幕（JECES）	20
● 令和 4 年度末污水处理人口普及率は 92.9%（環境省）	22
● 浄化槽アナログ規制見直しへ通知発出（環境省）	24
● 集合処理区域 3565 ㍿を個別処理に転換（青森県）	28
● 令和 5 年度水環境保全助成事業審査委員会の結果（全浄連）	29
● 全浄連・会務報告／全浄連関係機関・団体との会議等報告	30

第37回全国浄化槽大会に全国から750名参集

維持負担軽減など浄化槽適正整備推進決議採択

全浄連

「浄化槽の日」を記念する「第37回全国浄化槽大会」が10月2日、東京・市ヶ谷のTKP市ヶ谷カンファレンスセンターおよびホテルグランドヒル市ヶ谷で開催された。全国から750名の関係者が出席する中、浄化槽適正整備推進決議の採択や、功労者表彰、「浄化槽の日」標語の発表、記念講演などが行われた。また来賓には伊藤信太郎環境大臣、斉藤鉄夫国土交通大臣、さらに浄化槽推進議員連盟の鈴木俊一会長、環境保全議員連盟の山東昭子会長、環境整備議員連盟の逢沢一郎会長、浄化槽整備推進議員懇話会の秋野公造会長など多くの国会議員が駆けつけた。

冒頭で(一社)全国浄化槽団体連合会の上田勝朗会長は「浄化槽の日」実行委員会を代表し、「昭和62年に浄化槽の日が制定され、今年で37回目を迎えることとなった。現在、全国の污水处理人口普及率は93%に達したが、いまだ台所やトイレ等の生活排水の処理を必要とされてい



挨拶する上田会長

る方々が880万人残されており、今後も環境にも財政にも優しく、地震などの災害にも強い浄化槽の一層の整備促進が必要とされている。また浄化槽によるまちづくりが図られるよう、私たちは浄化槽整備区域の拡大と、単独処理浄化槽の合併転換をさらに推進していかなければならない。国土強靱化の観点からは、学校や公民館など、避難所への平時からの浄化槽設置と活



会場のようす



伊藤信太郎環境大臣

用が強く望まれる。浄化槽の設置状況や維持管理状況などを的確に把握し、行政、業者、管理者の情報共有を図る浄化槽台帳システムの整備も欠かせない。また地球温暖化対策の観点からは、平成29年度に環境省が現在の浄化槽システムの脱炭素化推進事業に至る事業を創設し、再生可能エネルギー設備の整備とともに18億円の予算措置を行った。同事業は地域環境と生活環境の保全、地域活性化に寄与するものと考えている」と近年の課題に触れた。

その上で、「世の中は大きく動きつつあるが、生活排水処理で浄化槽にかじを切るとは、日本の繁栄を築くとともに、身近な水環境を守り、これを将来世代に引き継ぐことが我々に課せられた責務。優れた浄化槽の普及促進のために、常に大局的な見地に立って、浄化槽の信頼と処理技術の向上、新たな浄化槽ビジョンに基づいて関係団体が連携し、国や行政のご指導をいただきながら実現に努力してまいりたい」と挨拶した。

また環境省からは伊藤信太郎環境大臣、国土交通省からは住宅局の佐々木俊一大臣官房審議官が出席し、伊藤大臣は「浄化槽はコンパクトでありながら、下水道と遜色のない優れた污水处理能力を持っており、国土強靱化や地域活性化の観点からも普及が期待されている。昨今の人口減少下においても、浄化槽普及率は引き続き増加しており、污水处理のさらなる普及に向けて人口散在地域においても効率的な整備が可能な浄化槽の役割が一層重要になっている。環



国土交通省住宅局・佐々木俊一大臣官房審議官

境省では単独処理浄化槽の合併転換、維持管理の向上等による浄化槽の普及拡大を支援するため必要な予算拡充を行っており、今後も皆様と連携しながら全力で推進してまいりたい」と祝辞を述べた。

佐々木大臣官房審議官は、「皆様方におかれは、平素より合併処理浄化槽の普及促進をはじめ、国土交通行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。浄化槽に期待される役割は大きく、生活排水の適正な処理により水環境の保全に貢献している。国交省としても浄化槽の性能の向上、型式認定、浄化槽工事業の登録、浄化槽設備士制度を推進してきた。平成12年の浄化槽法改正から単独処理浄化槽からの合併転換も着実に進展しており、令和元年度改正法による浄化槽のさらなる性能向上、適正な設置など、国交省としても引き続き皆様と連携して取り組んでまいりたい」と述べた。

この後は浄化槽適正整備推進決議の採択、浄



決議を読み上げる後藤会長（浄化槽システム協会）



環境大臣表彰
(代表受賞・岩崎新氏)



国交省不動産・建設経済局長表彰
(代表受賞・穴澤貞夫氏)



国交省住宅局長表彰
(受賞者・梶原春仁氏)



環境省環境再生・資源循環局長表彰
(代表受賞・田村茂人氏)



謝辞を読み上げる大木広氏

化槽功労者表彰、浄化槽標語募集の結果発表が行われた。

このうち浄化槽適正整備推進決議は、(一社)浄化槽システム協会の後藤雅司会長が読み上げ、①緊急性の高い老朽化した単独処理浄化槽等の合併転換を推進する②広範囲に及ぶ浄化槽処理促進区域の指定等を推進する③平時から避難所等への浄化槽の設置・活用を促進する④関係者間で共有可能な統一性のある浄化槽台帳システムの運営管理および財政支援等を拡充する⑤浄化槽の低炭素化と省エネ化を促進する助成制度の拡大を進める⑥浄化槽設備士に対する研修機会の確保を推進する⑦浄化槽システムの海外への発信とSDGsに貢献する——の7項目を盛り込み満場の拍手で採択した。

浄化槽功労者の表彰は環境大臣表彰で22名、国土交通省不動産・建設経済局長表彰で4名、国土交通省住宅局長表彰で1名、環境省環境再生・資源循環局長表彰で17名が受賞した。そ

れぞれ代表者に表彰状が手渡され、受賞者からは(一社)静岡県浄化槽協会の大木広理事長が代表して謝辞を読み上げた。

標語募集結果は、最優秀賞に高橋まりえ氏(北海道)の「浄化槽　きれいな水を　次世代へ」が選ばれ、優秀賞は「浄化槽　やさしく守る　水環境(田中靖氏・静岡県)」 「水資源　活かす育む　浄化槽(四元義朗氏・兵庫県)」 「いきる水　やさしく循環　浄化槽(吉井咲喜氏・群馬県)」の3点を選定された。

田川市の廣末室長、 三遊亭良楽さんが記念講演

式典後は記念講演が開かれ、福岡県田川市の廣末貢一汚水処理対策室長が「浄化槽による持続可能な汚水処理手法の確立」、落語家の三遊亭良楽さんが「浄化槽」をテーマに落語を演じた。

この中で廣末室長は、田川市が考案した全国



田川市・廣末貢一室長



落語家・三遊亭良楽さん

初で画期的な「個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業」を紹介。同市において污水处理手法を下水道から浄化槽に切り替えた経緯と、個人設置型でありながら市と業界が連携して適正な維持管理を確保する同事業の効果、実施状況を説明した。また同事業では浄化槽設置に手厚い補助が行われており、令和5年度で5年目を迎えるが、コロナ禍においても単独処理浄化槽の合併転換が進むなど極めて高い成果が挙げられていることを示した。

グランドヒル市ヶ谷で懇親会 各界から来賓多数

この後は午後6時から、会場をホテルグランドヒル市ヶ谷に移し、懇親会を開催した。会場には式典・記念講演に続き多数の来賓、関係者が出席した。

冒頭、(公財)日本環境整備教育センターの由田秀人理事長が、浄化槽の日実行委員会を代表して「浄化槽はまだまだ伸びしろがあり、令和8年度の污水处理施設の概成に向けて一層設置が進むものと考えている。この浄化槽の日に、これだけ多くの先生方、関係省幹部の方が駆けつけていただいたことは喜ばしい限り。改めて御礼申し上げたい」と感謝を述べた。

次いで来賓挨拶があり、環境省の滝沢求副大臣は、朝日健太郎大臣政務官とともに壇上に上がり、「本日会場にお越しの多くの皆様方に、日頃より環境行政にご協力いただいていることに心から感謝申し上げます。私の地元、青森県も含め、地方の污水处理施設はいまだ概成しておらず、引き続き浄化槽の果たすべき役割は極めて重要となっている。一方で、合併処理浄化槽への転換、法定検査受検率の向上など、今後取り組むべき課題も多く残っている。環境省としては法制度や予算を最大限活用し、皆様方と連携を取りながら、浄化槽を取り巻く課題の解決に向けて全力で取り組んでまいりたい。皆様方にもご協力いただければ」と挨拶した。

国土交通省からは斉藤鉄夫大臣が、國場幸之助副大臣とともに、「わが国の優れた水環境を守るには、家庭等から排出される生活排水を適切に処理し、河川や湖などの水質を保全していくことが非常に重要。浄化槽は高い污水处理能力を有し、比較的スペースを取らずに容易に設置できることから、地域の実情に応じた水質保全に大きな役割を担っている。また災害時には、避難所や仮設住宅における生活排水処理のため、機動的に設置できる浄化槽は必要不可欠であり、過去の東日本大震災や熊本地震等においても多数の浄化槽が設置されてきた。国土交通省では浄化槽法に基づく浄化槽の型式認定、浄化槽工事業の登録、浄化槽設備士制度などを通じて快適な生活環境の形成、自然環境の保全に取り組んできた。浄化槽の機能が十分に発揮されるためには、浄化槽工事業者や浄化槽設備士など関係者の皆様による適切な設置、維持管理が重要であり、今後も着実な取り組みをお願い



滝沢求環境副大臣



斉藤鉄夫国土交通大臣



自民党・金子恭之衆議院議員

したい。改めて皆様方に日頃からの国土交通行政への理解と協力に感謝を申し上げるとともに、浄化槽の適正な普及発展により一層ご活躍いただきたい」と期待を述べた。

この後は出席した国会議員各党、各議員連盟からの代表挨拶があり、自民党は金子恭之衆議院議員、公明党は山口那津男代表がそれぞれ祝辞を述べた。

また浄化槽推進議員連盟の鈴木俊一会長は「污水处理人口普及率は93%に達したものの、残る880万人の污水处理未普及人口をどのように解消していくかが我々に課せられた課題。こうした地域は中山間地域が多く、浄化槽を大いに活用していかなければならない。そして同時に単独処理浄化槽の合併転換、法定検査受検率の向上といった課題も解決していかなければならない。そのためには浄化槽台帳システムの整備が必要で、どこに単独槽が残っているか、あるいはどこに未受検の浄化槽があるか、しっか



公明党・山口那津男代表

りと把握できるような体制も目指していかなければならない。海外展開も含めて、これからも皆様とともに取り組んでまいりたい」と挨拶。

環境保全議員連盟の山東昭子会長は、「昭和58年にはわずか5万基程度だった合併処理浄化槽が、現在は395万基も全国に設置されていると聞く。しかしながら単独処理浄化槽もいまだ多く、鈴木会長がおっしゃったように、予算措置など大いにバックアップをしていかなければならない。災害の観点からも浄化槽に関係する皆様には日頃より大変お世話になっているわけだが、これからは浄化槽の発展のために尽力していただき、我々としても精一杯努力してまいりたい」と発言。

環境整備議員連盟の逢沢一郎会長は、「先ほどから皆様がおっしゃるように、污水处理施設の概成には浄化槽に活躍していただくほかはない。SDGsの17の目標にも掲げられている安全な水の確保には、まずわが国の污水处理施設を

しっかり整備し、その知見や技術を広く途上国にも展開をするといった活動が必要。例えばインドネシアでは素晴らしいホテルが建ち始めているが、その近隣では污水处理がまだまだ十分でないという実態もある。我々から提案し、環境保全を図るというのもわが国に課せられた役割の一つではないかというふうにも思う。皆でこの浄化槽をさらに盛り上げてまいりたい」と期待を述べた。

また公明党の浄化槽整備推進議員懇話会の秋野公造会長からは、党としても実現に取り組んだ浄化槽の予算制度に触れつつ、「このほど、公明党として浄化槽の整備促進に関するチラシを作成した。これを活用し、全国3000名の議員とともに浄化槽の後押しを図ってまいりたい。宅内配管工事費の助成制度や、令和8年度に向けた整備加速化事業のほか、新たに災害時の浄化槽の活用について触れた内閣府ガイドラインについて取り上げている。引き続き皆様からご指

導を賜りつつ、党として取り組んでまいりたい」と述べた。

その後、自民党の小淵優子衆議院議員が乾杯の発声に立ち、浄化槽業界の一層の発展を祈念し杯を掲げた。

参加者らは午後7時半まで相互に懇親を深めた。



浄化槽推進議員連盟・鈴木俊一会長



環境保全議員連盟・山東昭子会長



環境整備議員連盟・逢沢一郎会長



浄化槽整備推進議員懇話会・秋野公造会長



自民党・小淵優子衆議院議員

ご 挨拶

本日、「浄化槽の日」にあたり、第37回全国浄化槽大会を開催いたします。ただいまご紹介いただきました一般社団法人全国浄化槽団体連合会の上田勝朗でございます。「浄化槽の日」実行委員会を代表してご挨拶をさせていただきます。

さて、「浄化槽の日」の大会を12の浄化槽関連団体で実行委員会を組織しています。微力ながら浄化槽の発展に誠心誠意、こだわりをもって努力する所存でございます。皆様には、これまでどおり、ご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日は、長いコロナ禍のトンネルを抜け、環境省・国土交通省幹部を始めとする、ご来賓の皆様や全国からご出席戴きました。多くの浄化槽事業関係者と共に開催出来ますことは、誠に慶びにたえません。

お忙しい中、この大会にご出席頂きました会場の皆様に、心から御礼を申し上げます。

昭和62年、当時の環境庁・厚生省及び建設省の主唱により「浄化槽の日」が制定され、37回目を迎えることになりました。この日を中心として、全国各地に於いて、浄化槽の適正な普及発展のため、各種行事が開催されておりますことは、誠に喜ばしい限りでございます。

本日の式典では、環境省・国土交通省の両局長からのご挨拶や、浄化槽関連功労者に対する環境大臣表彰を始め、環境省及び国土交通省の局長表彰が行われることとなっておりますが、両省に対しまして、改めて御礼を申し上げます。

また、長年に亘り浄化槽事業の発展・推進に貢献され、両省より栄えある表彰を受けられます関係団体及び皆様方に、心からお祝いを申し上げます。

実行委員会では「浄化槽の日」の行事に広く国民の方々に参画して戴くため、浄化槽の暮らしをテーマに標語を募集しておりますが、今年も932点の中から、北海道の高橋まりえさんの「浄化槽 きれいな水を 次世代へ」を、最優秀賞として採用させて頂きました。

そして、本日は、福岡県田川市 汚水処理対策室長の廣末貢一様から「浄化槽による持続可能な汚水処理手法の確立」をテーマに記念講演を、また落語家の三遊亭良楽師匠に、創作落語「浄化槽」というタイトルで落語を本日はお二方をお願いしておりますので、是非ともご拝聴をお願い致します。

現在、全国の汚水処理人口普及率は浄化槽で9%、全体で約93%に達しましたが、半面、台所やトイレ等の生活排水処理を必要としている方々が、全国では880万人いらっしゃいます。

今後、「環境にも財政にも優しく、地震などの災害にも強い浄化槽」のより一層の整備推進及び「森里川海の循環力が生み出す恵みを支える浄化槽」によるまちづくりが図られますよう、私たちは、人口減少が進む中、「浄化槽整備区域の拡大」と「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に推進」しなければなりません。

また、大震災の教訓を、震災対策、国土強靱化などに活かすためにも、「大規模地震想定地域の防災拠点を始め、学校や公民館等、避難所への平時からの浄化槽の設置と震災時の活用」が強く望まれます。

さらに、環境省のマニュアルや情報基盤整備支援事業にありますとおり、浄化槽の設置状況や維持管理状況、地域の被災状況などを的確に把握し、素早く対応することが可能な、地理情報システムGIS機能を持った「浄化槽台帳の整備」が欠かせません。

しかも、台帳整備においては、地方自治体・業界・使用者の三位一体、「官民協働の新しい情報共有ネットワーク、浄化槽管理システムの構築と、情報サービスの提供」を全国に展開していくことが、浄化槽の信頼向上、一層の普及整備促進のために、必須のものであると存じます。

さらに、これからは、低炭素社会、循環型社会そして自然共生社会の構築が大切だと言われています。浄化槽も平成二十二年度より低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に取り組み、小型浄化槽分野におけるCO₂削減に貢献しています。しかし、大型浄化槽については低炭素化が遅れているため、環境省は平成29年度より、既設の101人槽以上の大型浄化槽の機械設備を省エネ改修することにより、温室効果ガスの排出制限とともに長寿命化を図るため、初年度10億円の予算を計上し、昨年度からは、「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」と改め、予算額は18億円、30人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる省CO₂型の高度化設備の導入・改修に加え、再生可能エネルギー設備（太陽光・風力・水力発電設備、蓄電池等）の導入支援も新たなメニューに加わり、既設合併処理浄化槽のCO₂排出抑制省エネ化を図る事業に取り組んでおり、本事業は地球環境と生活環境の保全、さらには地域活性化に寄与するものと考えております。また、浄化槽関連業界のCO₂排出抑制省エネ化への意識向上にも繋がるものと考えます。

世の中は大きく動きつつありますが、地方財政のためにも、生活排水処理を浄化槽に大きく舵を切することは、末永い日本の繁栄を築くとともに、身近な美しい水環境を守り、これを子や孫の代にしっかりと引継ぐことは、私たちに課せられた永遠の責務であります。

「浄化槽の日」にあたり、「優れた生活排水処理施設である浄化槽」の普及促進のため、常に大局的な見地に立って浄化槽の信頼向上、処理技術の向上も必要です。今後、この浄化槽システムをもって世界に貢献していく役割もあると思います。将来に向かってビジョンを持って関係団体が協調して発展させ、国そして地方公共団体のご指導を仰ぎながら、連携してその実現に努力してまいります決意でありますので、どうぞ宜しくお願い致します。

結びに、皆様方のご健勝と、事業の益々のご発展をお祈り申し上げ、「浄化槽の日」実行委員会を代表してのご挨拶とさせていただきます。

令和5年10月2日

「浄化槽の日」実行委員会幹事団体代表
一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

会長 上 田 勝 朗

【第37回 全国浄化槽大会受賞者】

環境大臣表彰受賞者

氏 名	所 属
菊地 昭文	(株) 江刺衛生社 代表取締役
菅原 潤司	(一社) 秋田県浄化槽協会 理事
青山 武	(公社) 山形県水質保全協会 副会長
秋山 勝広	石岡興業(株) 代表取締役
新村 勝盛	新和アメニティ(株) 取締役会長
小柴 睦	(一社) 群馬県浄化槽協会 理事
平井 壽治	(公社) 神奈川県生活水保全協会 副理事長
佐々木 隆輔	ニッコー(株) 金沢営業所 所長
岩崎 新	(一社) 福井県浄化槽協会 会長
二木 和則	(一社) 福井県浄化槽協会 副会長
相原 範六	(公社) 長野県浄化槽協会 理事、監事

氏 名	所 属
柿ヶ野 正志	(有) 下呂環境 代表取締役
荒川 晶一	戸島工業(株) 代表取締役
大木 広	(一社) 静岡県浄化槽協会 理事長
米山 二郎	(有) ジンザイサニテック 代表取締役
國米 一朗	岡山県環境整備事業協同組合 理事
山下 裕	(公社) 香川県浄化槽協会 理事
大門 勝	(公社) 愛媛県浄化槽協会 副会長
今井 憲章	(有) いまい設備工業 代表取締役
米村 徳光	米村衛生(有) 代表取締役
大矢野 実	(株) 健康舎 取締役
吉田 茂	(有) 文化清掃社 代表取締役

国土交通省不動産・建設経済局長表彰受賞者

氏 名	所 属
(一社) 全国浄化槽団体連合会	
穴澤 貞夫	(公社) 福島県浄化槽協会 理事
横井 宏之	(公社) 香川県浄化槽協会 副会長
牧 真志	(公財) 大分県環境管理協会 理事
全国管工事業協同組合連合会	
長谷川 貞雄	三豊市上下水道工事業協同組合 副理事長

国土交通省住宅局長表彰受賞者

氏 名	所 属
(一社) 浄化槽システム協会	
梶原 春仁	(一財) 福岡県浄化槽協会 元副理事長

環境省環境再生・資源循環局長表彰受賞者

氏 名	所 属
(一社) 全国浄化槽団体連合会	
石山 道德	(公社) 北海道浄化槽協会 理事
大粒来 和彦	(公社) 岩手県浄化槽協会 副会長
戸澤 政	(一社) 山梨県管工事協会 副会長
阿部 正光	(一社) 新潟県浄化槽整備協会 理事
強力 信宏	(一社) 三重県水質保全協会 理事
橋本 良之	(一社) 兵庫県水質保全センター 理会長
山本 益光	(公社) 広島県環境保全センター 副理事長
田村 茂人	(公社) 徳島県環境技術センター 会長

氏 名	所 属
全国環境整備事業協同組合連合会	
浦部 公伸	和歌山県環境整備事業協同組合 監査役
(一社) 日本環境保全協会	
池田 勤	(一社) 茨城県環境保全協会 副理事長
小田 正	埼玉県一般廃棄物連合会 副理事長
山本 剛	(一社) 千葉県環境保全センター 副理事長
細川 眞一	愛知県衛生事業協同組合 理事
山下 正裕	愛知県衛生事業協同組合 副理事長
岩本 英司	(一社) 徳島県環境保全協会 理事
松下 太	(一社) 愛媛県環境保全協会 理事
全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会	
碓山 一憲	熊本県環境整備事業協同組合 理事

浄化槽適正整備推進決議

令和8年10年概成を見据えて、健全な水環境を保全するために、「環境にも財政にも優しく、災害にも強い」浄化槽について、以下の7つの課題に注力する。

1. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換のさらなる推進及び緊急性の高い老朽化した浄化槽の転換を推進する。
2. 市町村による効率性及び経済性の観点からより広範囲に及ぶ浄化槽処理促進区域の指定と浄化槽整備区域における整備事業を推進する。
3. 「防災、減災の観点から災害に強い浄化槽の速やかな整備促進」のため、平常時から学校、公民館等の公的施設（避難所）への災害に強い浄化槽の平常時からの設置と活用を促進する。
4. 単独処理浄化槽の転換や適正な維持管理を進めるため、行政による浄化槽台帳システムの整備・行政と浄化槽関係団体が連携した検査、保守点検、清掃情報も共有する統一性のある浄化槽台帳システムの運営管理及び財政支援を拡充するとともに、浄化槽台帳システムのビッグデータを活用した管理の生産性向上の取組を推進する。
5. 先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入やエネルギー効率の低い既存の合併処理浄化槽の本体及び機器の交換等により、低炭素化と省エネ化を促進する助成制度の拡大を進める。
6. 浄化槽設備士に対する、技術の向上をはかるための研修機会の確保を推進する。
7. 浄化槽システムの海外への情報発信とSDGsに掲げられた目標達成に貢献する。

浄化槽 きれいな水を 次世代へ

—— 高橋まりえさん(北海道) ——



10月1日は浄化槽の日

私たちは水の明日を考えています

【主唱】環境省・国土交通省

【浄化槽の日実行委員】

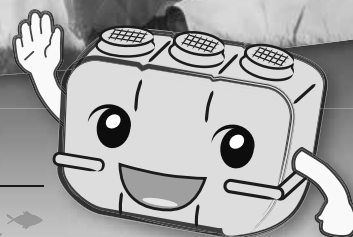
(一社) 浄化槽システム協会
(一財) 全国建設研修センター
(一社) 日本環境保全協会

全国浄化槽推進市町村協議会
(一社) 全国浄化施設保守点検連合会
(一社) 日本空調衛生工事業協会

全国環境整備事業協同組合連合会
(一社) 全国浄化槽団体連合会
全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会

全国管工事業協同組合連合会
(公財) 日本環境整備教育センター
(一財) 日本環境衛生センター

【賛助委員】(公社) 日本水環境学会



個人設置型も維持管理補助対象へ予算要求

令和6年度浄化槽整備推進関係費で

環境省

環境省は8月31日、令和6年度浄化槽整備推進関係予算の概算要求を行った。循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）は87億円と対前年度比1.2%増を計上した。

新規メニューとしては、従来は公共浄化槽事業に限定されていた少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業を、個人設置型浄化槽にも拡大することとした。

また循環型社会形成推進交付金以外では、浄化槽システムの脱炭素化推進事業に令和5年度

と同額の18億円、省エネ型浄化槽の整備にも使用可能な地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業は令和5年度比2倍の40億円を計上した。

浄化槽システムの脱炭素化推進事業は、令和5年度事業から費用対効果など要件変更（強化）が加わる可能性があるが、引き続き付帯設備の高効率化、槽本体の交換、同時に行う再生可能エネルギー設備の導入に支援を行う。内容は以下のとおり。

令和6年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

1. 浄化槽整備推進のための国庫助成（循環型社会形成推進交付金）

- 污水处理人口普及率は令和4年度末で92.9%となったところであるが、依然として地方を中心に約880万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における污水处理人口普及率は83.4%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽の整備を通じて污水处理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- 令和6年度概算要求においては、政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上等を支援するために必要となる予算を要求。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

○ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和5年度 予算額	令和6年度 概算要求額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金 （浄化槽分）	（90億円） 86億円	（94億円＋事項要求） 87億円＋事項要求	（104.2%） 101.2%

※上段（ ）は、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島）計上分を含めた額

※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る経費については、予算編成過程において検討（事項要求）

令和6年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

(2) 浄化槽整備推進のための国庫助成(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率プロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- 令和6年度概算要求においても、引き続き下記の事業を要求し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R6要求額 18億円 (R5予算額 18億円)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率プロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 R6要求額 40億円の内数 (R5予算額 20億円の内数)

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援(省CO2型設備として補助)することにより、平時の脱炭素化や防災対策(災害時のエネルギー供給等の機能発揮)とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

3

浄化槽の整備(循環型社会形成推進交付金(浄化槽分))

【令和6年度要求額 8,719百万円+事項要求(8,613百万円)】 環境省

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約930万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業(浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業)を交付金により支援する。令和6年度要求では下線部分の追加を行う。

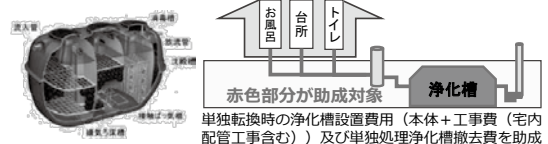
- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(交付率1/2)
単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽に限る)に事業計画額の6割以上転換する事業
- 污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2) <R8までの時限措置>
污水处理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標
- 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用
- 公共浄化槽の整備促進に向けたPFI事業(BTO, BOO, BOT方式)への支援
- 公共浄化槽・個人設置型浄化槽の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築・修繕事業
- 浄化槽整備効率化事業
- 浄化槽台帳作成、計画策定・調査(特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む)、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要の情報集約・システム構築、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(交付率1/3又は1/2)
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



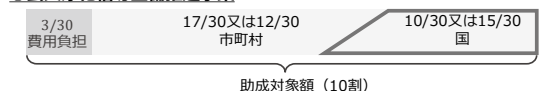
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業(個人設置型)



○公共浄化槽等整備推進事業



お問合せ先: 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話: 03-5501-3155

浄化槽の整備（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）



【令和6年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロフ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
・最新型の高効率機器（高効率プロフ等）への改修とともにプロフ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

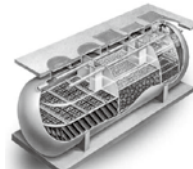
③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入
・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率プロフ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和6年度要求額 4,000百万円（2,000百万円）】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附属設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

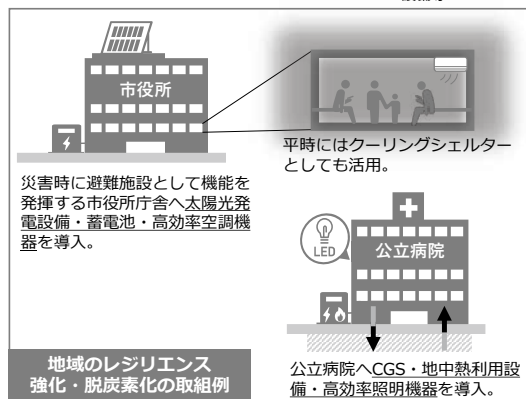
お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進官課官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設

- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・未利用エネルギー設備等

導入



令和6年度予算予算編成へ自民、公明党に要望書

特定既存単独槽の基準明確化など7項目

全浄連

(一社)全国浄化槽団体連合会は、10月18日に開催された浄化槽推進議員連盟(自民党)、浄化槽整備推進議員懇話会(公明党)の総会で、令和6年度予算編成に向けた要望活動を行った。特定既存単独処理浄化槽の判断基準明確化や、浄化槽設備士の登録制度創設などを盛り込む7項目の要望を行い、これを受け両党において決議書を取りまとめた。

全浄連の要望は、令和8年度の汚水処理施設の概成、あるいは少子高齢化・人口減少下における浄化槽の適正な普及という観点より、①単独処理浄化槽の合併転換推進②浄化槽整備区域における浄化槽の負担額低減と浄化槽処理促進区域の指定③個人設置の浄化槽維持管理向上に取り組む自治体への支援推進④浄化槽を活用した防災拠点トイレシステムの導入推進⑤浄化槽台帳システム運営の財政支援制度と法整備・運用⑥浄化槽システムの脱炭素に向けた二酸化炭素排出抑制対策補助事業の継続⑦浄化槽設備士の施行技術力の向上と人材確保の7項目について行われた。

具体的には改正浄化槽法で定められた特定既存単独処理浄化槽の判定基準の明確化や、判定を行う行政担当者や指定検査機関職員等への研修制度構築ならびに合併転換時の追加支援、PFI事業など合理的な手法にて合併転換を図る場合の補助金額上乘せ、市町村が単独で適正な維持管理の確保や合併転換の促進に取り組む場合の財政支援、浄化槽設備士登録更新制度の創設と同国家試験の受験資格緩和、研修制度の構築などを盛り込んでいる。

これらの要望は全浄連の上田会長より説明され、自民党、公明党の総会においてそれぞれ決議書を採択した。

要望書の内容がほぼ全面的に盛り込まれ、自民党が①特定既存単独処理浄化槽の措置促進に向けた判定指針明確化や研修会の実施、PFI事業への財政支援拡充②汚水処理施設概成に向けた現行の加速化事業の推進等③個人設置型浄化槽の維持管理向上や高齢世帯の維持管理に係る支援実施④防災拠点等への浄化槽設置や、浄化槽を活用した災害用トイレの確保推進⑤浄化槽台帳システムのさらなる整備・活用に向けた継続的支援⑥二酸化炭素排出抑制対策補助事業の継続⑦浄化槽設備士試験資格の緩和や研修機会の確保⑧前記各号に掲げた施策の推進に向け、令和6年度予算編成時に最善の措置を図ることと、都道府県構想見直しにおける浄化槽整備区域の拡大、汚水処理施設概成に必要な予算措置を確保すること——を盛り込んだ。

また公明党はこれに加え、浄化槽システムの情報発信・国際展開の強化を含めた計8項目を盛り込んだ。

今後、両党は決議書に基づき財務省、環境省などに申し入れを行う方針。



浄化槽推進議員連盟総会（自民党）のようす



浄化槽整備推進議員懇話会総会（公明党）のようす

令和5年度「浄化槽トップセミナー栃木」開く

首長や自治体幹部、議会などから200名が出席

環境省

環境省は10月26日、栃木県のライトキューブ宇都宮で令和5年度浄化槽トップセミナー栃木を開催した。浄化槽整備に関する予算や制度、今後の方向性について講演が行われたほか、浄化槽整備効果の実例や今後の課題、各都道府県において整備されつつある浄化槽台帳システムについて説明があった。セミナーは地方公共団体の政策決定に関わるトップを対象としたもので、会場には県内の市町村長、議会議員、関係者など200名もの出席があった。

冒頭で環境省環境再生・資源循環局の角倉一郎次長は、主催者を代表し「政府では令和8年度での污水处理施設の概成を目指しているが、令和4年度末時点でいまだ880万人の污水处理未普及人口がある。浄化槽による効率的な污水处理が期待されているところ。他方、浄

化槽は単独処理浄化槽の合併転換、法定検査受検率の向上などいまだ課題も残されている。加えて2050年脱炭素に向けた取り組みや、デジタル化の推進などの政策課題も意識する必要がある。環境省においては宅内配管工事費の助成や、浄化槽台帳の整備、整備の加速化事業、少人数高齢世帯への維持管理補助など施策の充実を図ってきたところだが、今後とも皆様と連携しながらしっかり取り組んでまいりたい。本セミナーが皆様の地域において効率的な污水处理施設の整備につながれば幸い」と挨拶した。

また来賓挨拶では、福田富一栃木県知事、県議会の関谷暢之副議長、宇都宮市の佐藤栄一市長から祝辞があり、福田知事は「浄化槽はコンパクトでありながら優れた污水处理能力を有する污水处理施設と理解している。栃木県で



浄化槽トップセミナー栃木の様子



環境省・角倉次長

は下水道の老朽化、人口減少が進む中、効率的な施設整備を図るために今年3月、県の污水处理構想を見直した。浄化槽整備区域は拡大され、その重要性はますます高まっている。またここ数年、単独処理浄化槽の合併転換に関する予算要望が大きくなっており、わずかではあるものの、徐々に予算を拡大しているところ。皆様と協力しながら本県の水環境保全に取り組んでまいりたい」と述べた。

浄化槽施策の方向性や 台帳整備等の課題を説明

この後は環境省浄化槽推進室の沼田正樹室長が「これからの浄化槽」、志太健一室長補佐が「浄化槽台帳システムの整備・活用のあり方」、常葉大学の小川浩名誉教授が「地域に適した浄化槽システムと概成後の課題」、(一社)全国浄化槽団体連合会の佐伯真係長が「浄化槽台帳の報告システム」についてそれぞれ講演した。

ここで沼田室長は、予算制度のほか浄化槽行政の最新のトピックに触れ、5月25日に浄化槽の維持管理の徹底に向けた通知を発出したことや、令和6年度予算概算要求で従来は公共浄化槽事業に限定されていた少人数高齢世帯に対する維持管理補助を、個人設置型事業にも拡大するよう要求したことなどを明かした。さらに令和8年度で一区切りを迎えることに



栃木県・福田知事

なる浄化槽整備について、「信頼向上に向けた維持管理の確保は必須であり、その土台となるのは正確な現状把握と行政と事業者の連携。すなわち台帳整備と協議会の活用を各地で進めていただかなければならない。加えて浄化槽使用者ならびに浄化槽事業従事者の不足、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化にも対応する必要がある」と今後の課題を述べた。

小川教授からは、浄化槽整備による水質浄化事例、公共下水道と浄化槽整備事業の事業費比較、個人負担額の比較などが示された。一方で、浄化槽で必要とされる長寿命化対策、単独処理浄化槽の合併転換などにも触れつつ、今後は集合処理区域の一部を個別処理区域に切り替えることや、合併転換への理解促進、転換する際の手手法検討、さらに浄化槽を単なる污水处理施設としてではなく、処理水の再利用、避難所への設置など、浄化槽をシステムとして活用することも検討が必要ではないかと提案した。

関東地区協議会が善光寺で令和5年度生排研修会

講師招き行政課題や予算制度など研修

全浄連

(一社)全国浄化槽団体連合会の関東地区協議会は9月7日、長野市の善光寺で「令和5年度生活排水対策特別研修会」を開催した。最新の行政課題、予算要求の概要、全浄連の各種事業等について講演を行い、全浄連として個人設置型浄化槽の維持管理支援制度の創設、浄化槽台帳システム運営の支援と法整備、浄化槽設備士への更新制度導入と受験要件の緩和などを要望していることを説明した。

会議の冒頭で挨拶に立った成田浩明協議会会長(茨城県)は、「このような格式の高い会場で本日の研修会を開催できることに感謝申し上げ



関東地区協議会・成田会長



環境省・沼田室長

る。さて令和元年度に浄化槽法の改正があり、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽台帳の整備、浄化槽管理士講習会の実施などが規定されたが、感染症もようやく一定の落ち着きを取り戻し、取り組みが進み始めたように感じている。しかし汚水処理人口普及率は約93%で、いまだ880万人の汚水処理未普及人口がある。皆様方と力を合わせて浄化槽の普及を通じて解消を図ってまいりたい」と述べた。

次いで来賓出席した環境省の沼田正樹浄化槽推進室長、長野県の諏訪孝治環境部長、全浄連の上田勝朗会長、(公財)日本環境整備教育センターの由田秀人理事長が挨拶し、ここで沼田室長は「皆様のご尽力により単独処理浄化槽の合併転換、維持管理の確保等の課題が前に進んでいるが、状況としてはいまだ十分ではない。引き続き予算、制度の両面で対策するが、そのためには皆様のご意見を伺い、また国の目指す方向性も共有することが重要だろうと考えている。本日の研修会がその機会になれば」と述べた。

このあとの講演では、初めに沼田室長が「最近の浄化槽行政」と題して、浄化槽の整備状況、改正浄化槽法の概要、循環型社会形成推進交付金等による主な予算制度について説明した。このうち予算では、浄化槽の整備促進や適切な維持管理の確保に向けた主な支援措置を取り上げ、既設浄化槽の悉皆調査、紙台帳の電子化、一括契約等に必要な情報収集費用、特定既存単独処理浄化槽の把握等に向けた調査・検討など、具体的な取り組みから予算制度を紹介するという、逆引き手法にて制度を取りまとめた。

また維持管理の向上については、清掃や保守点検の実施率について全国調査を行ったことを取り上げ、地域によって相当な差が生じている



研修会のようなす

ことや、そもそも把握されていない地域も多いと説明した。詳細は10月中に取りまとめ、報告するとした。

台帳整備促進に向けた支援と法整備⑥浄化槽システム脱炭素化推進事業の継続⑦浄化槽設備士研修会の実施——の7項目を挙げた。

また研修会終了後は、午後6時より近隣の藤家御本陳にて懇親会を開き、研修会に引き続き多数の会員らが出席した。

浄化槽普及促進へ 7項目の要望説明

次いで長野県環境部生活排水課の仙波道則課長から「長野県における生活排水対策」、全浄連の高橋静雄専務理事から全浄連の取り組みについて説明があった。

仙波課長は長野県の水環境を取り巻く状況や污水处理施設の整備状況、高橋専務理事は令和8年度の污水处理施設の概成に向けた令和5年度要望書をそれぞれ取り上げ、全浄連の要望書については①合併転換に向けた特定既存単独処理浄化槽に係る研修会実施とPFI事業の支援②浄化槽処理促進区域の指定推進と個人負担軽減③維持管理支援に取り組む自治体への財政措置④避難所等への浄化槽設置支援拡大⑤浄化槽

第37回全国浄化槽技術研究集会が盛況裏に閉幕

全国から延べ700名、特別講演や発表等

JECES

(公財)日本環境整備教育センター(JECES、由田秀人理事長)が主催する「浄化槽の日」の関連行事「第37回全国浄化槽技術研究集会」が10月10・11日、横浜市のパシフィコ横浜で開催された。2日間で延べ700名が参加し、10日は式典、特別講演、研究発表、11日は浄化槽行政担当者研究会・浄化槽検査員研究会が行われた。

10日の式典で、由田理事長は主催者を代表して出席者への感謝を述べつつ、「神奈川県は浄化槽に縁が深い。特に世界中のし尿処理でバキューム車は欠かせないものとなっているが、このバキューム車は日本独自の車両で、川崎市の工藤庄八様が清掃事業の近代化を目指して開発された。浄化槽が生活排水処理の要とまで言われるようになった現在、この全国浄化槽技術研究集会を神奈川県で開催できたことは大変感慨深いものがある。本日の開催を契機に、当センターとしても関係者と一丸となって浄化槽事業の発展、水環境保全のために尽力してまいりたい」と挨拶した。

来賓には神奈川県的首藤健治副知事、横浜市資源循環局の金高隆一局長、環境省環境再生・

資源循環局の角倉一郎次長らが出席し、首藤副知事は「水質汚濁の大きな要因はかつては産業排水だったが、現在では生活排水によるものが主なものとなっている。こうした中、浄化槽は人口減少下においても効率的、経済的に汚水を処理することができる分散型インフラで、大きな社会的役割を担うようになった。また浄化槽が正常な機能を発揮するには維持管理が欠かせず、本県においても浄化槽管理士を対象とした研修会の開催など、技術向上に努めていただいている。また超過課税を財源に水源の保全にも取り組み、浄化槽整備の支援も行っている。本日の研修会が有意義なものとなるよう期待申し上げる」と祝辞を述べた。

また角倉次長は、「浄化槽については令和8年度の污水处理施設の概成に向け予算や制度の拡充を進めているが、2050年カーボンニュートラルも見据え脱炭素、デジタル化等も推進していかなければならない。予算・制度面では合併転換に伴う宅内配管工事費の助成制度を創設し、令和4年度補正予算からは浄化槽整備の加速化事業、公共浄化槽事業における少人数高齢世帯での維持管理費助成制度を創設した。また法定検査受検率の向上も必要な課題で、維持管



JECES・由田理事長



神奈川県・首藤副知事

理の徹底に向けた通知発出などを行ったところ。今後も皆さまと共に浄化槽による污水处理対策の推進に努めてまいりたい」と述べた。

地元の（公社）神奈川県生活水保全協会の遠藤員広理事長は、「本日は多くの関係者にご出席いただき感謝申し上げます。神奈川県は浄化槽発祥の地で、最盛期は50万基以上の浄化槽が設置されていた。下水道の普及に伴い、近年は14万基まで落ちこんできたが、早期から浄化槽が普及したために単独処理浄化槽が多く残存し、合併転換がなかなか進んでいないという問題がある。研究集会で神奈川、そして皆さまの地域における課題解消に向けたアイデアが得られれば幸い」と期待を述べた。

この後は浄化槽関係事業功労者表彰、浄化槽研究奨励・楠本賞の贈呈があり、楠本賞の最優秀賞は（一財）福岡県浄化槽協会筑豊検査センターの荻原広大氏（浄化槽の処理水質改善のための情報共有プロセスに関する一提案）が選定された。

式典後は兵庫県佐用町の庵道典章町長が「人口減少を見据えて～生活インフラの意義について～」のテーマで特別講演を行った。人口減少下における効率的な污水处理施設の整備につい



懇親会で挨拶する上田会長

て説明するとともに、浄化槽の人槽算定など整備する上での課題や、国に対する要望についても言及した。

この後は会場を分け、研究発表を実施。また午後6時からはコロナ禍を経て4年ぶりに懇親会を開催し、式典・研究発表に続き多くの関係者が出席した。

乾杯の発声には（一社）全国浄化槽団体連合会の上田勝朗会長が立ち、「本日の講演、研究発表等で得られた内容を地元を持ち帰り、そしてまた引き続き交流を深めつつ、皆さまの事業が一層発展するようご祈念申し上げたい」と挨拶した。



式典のようす（10月10日）

令和4年度末汚水処理人口普及率は92.9%

未普及人口は約880万人まで減少

環境省

環境省、国土交通省、農林水産省の3省の調べによると、福島県の一部市町村を除いた全国47都道府県の令和4年度汚水処理人口は1億1624万人で、普及率は92.9%（対前年度比0.3ポイント増）だった。令和3年度は普及率が増加したにもかかわらず、処理人口が減少するという逆転現象が発生したが、令和4年度も処理人口は対前年度比で4万人増にとどまっており、処理人口が年30～40万人も増加していた数年前の状況とはかけ離れている。地域において人口減少が本格化し、投資効果が下がり始めた明確なサインと言えそうだ。また汚水処理未普及人口は約880万人まで減少した。

令和4年度の汚水処理人口の内訳は下水道が1億128万人（同9.9万人増）、農業集落排水施設等が302万人（同8.7万人減）、合併処理浄化槽が1178万人（同2.6万人増）、コミュニティ・プラントが16万人（同1.1万人減）。普及率は下水道が81%、農集排等が2.4%、浄化槽が9.4%、コミ・プラが0.1%だった。

また合併処理浄化槽の処理人口1178万人の内訳は、市町村設置型事業によるものが82万5000人（同6000人減）、個人設置型事業によるものが622万9000人（同2万6000人増）、その他が473万人（同5000人増）だった。

浄化槽処理人口が都道府県別で多いのは、千葉県80万1000人（同6000人増）、愛知県73万9000人（同2000人増）、埼玉県69万1000人（同7000人減）がトップ3で、次いで静岡県が66万3000人（同1万1000人増）、鹿児島県60万8000人（同4000人増）、茨城県が48万5000人（同6000人減）、福岡県が46万2000人（同4000人増）、三重県が41万7000人（同6000人減）などと続く。

都道府県別の浄化槽普及率では、徳島県が最も高く44.6%、また鹿児島県38.5%、和歌山県35.4%、香川県33%、高知県32.9%などが高く30%を超えた。

また汚水処理人口普及率を都市規模別に見ると、前年度までと同様に人口規模の低い自治体ほど汚水処理施設の整備が遅れている傾向が見られた。

人口100万人以上の12自治体の汚水処理人口普及率は99.7%に達し、内訳は下水道が99.4%だった。50万人以上の16自治体は95.8%で、下水道が89.4%、浄化槽が5.8%。30万人以上の44自治体は94.6%で、下水道86.5%、浄化槽7.2%、農集排等0.9%。10万人以上の187自治体は93.1%で、下水道81.3%、浄化槽9.4%、農集排等2.2%。

これより小規模な自治体は全国平均92.9%を下回り、5万人以上の238自治体は88.5%で、下水道68.5%、浄化槽16%、農集排等3.8%。5万人未満の1220自治体は83.4%で、下水道54.3%、浄化槽21.4%、農集排等7.4%との結果になった。

都道府県別 汚水処理人口普及状況

(令和4年度末)

都道府県名	汚水処理人口普及率 (%)	順位	総人口 (千人)	汚水処理人口 計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち浄化槽市町村整備推進事業等分 (千人)	うち浄化槽設置整備事業分 (千人)	うち左以外分 (千人)	コミュニティ・プラント (千人)
北海道	96.3%	10	5,113	4,925	4,698	62	166	52	69	45	0
青森	82.3%	42	1,215	1,000	764	105	130	11	42	76	0
岩手	84.9%	35	1,182	1,004	747	92	164	39	96	28	1
宮城	93.3%	17	2,247	2,096	1,876	62	157	40	78	38	2
秋田	89.2%	26	934	833	639	86	108	18	68	22	0
山形	94.2%	14	1,036	976	817	70	89	19	45	24	0
福島	86.3%	34	1,791	1,546	992	114	440	37	259	143	0
茨城	87.4%	31	2,871	2,509	1,866	151	485	14	215	255	9
栃木	89.3%	25	1,923	1,718	1,331	77	309	6	245	57	1
群馬	84.2%	38	1,924	1,620	1,084	116	400	24	255	121	19
埼玉	93.7%	16	7,376	6,913	6,134	88	691	25	188	478	1
千葉	90.6%	20	6,307	5,715	4,861	46	801	10	284	506	8
東京	99.8%	1	13,870	13,846	13,816	2	26	5	8	13	2
神奈川	98.4%	5	9,214	9,065	8,946	3	115	4	39	72	0
新潟	89.7%	22	2,152	1,930	1,683	120	127	13	35	79	0
富山	97.7%	8	1,024	1,000	892	80	27	1	17	9	1
石川	95.2%	12	1,113	1,059	952	51	53	10	12	31	2
福井	97.4%	9	756	736	627	81	28	2	22	4	0
山梨	86.3%	33	809	698	556	15	123	8	50	66	4
長野	98.3%	7	2,034	1,999	1,731	152	115	15	82	17	1
岐阜	94.0%	15	1,974	1,855	1,539	103	209	9	137	63	4
静岡	84.9%	36	3,620	3,074	2,373	27	663	15	411	237	12
愛知	92.8%	18	7,496	6,956	6,073	134	739	22	236	481	9
三重	89.0%	28	1,765	1,572	1,059	92	417	17	228	173	4
滋賀	99.1%	2	1,411	1,399	1,306	59	34	0	15	19	0
京都	98.6%	4	2,494	2,459	2,379	38	42	11	22	9	0
大阪	98.4%	6	8,774	8,630	8,492	1	138	4	25	109	0
兵庫	99.0%	3	5,441	5,388	5,117	128	94	9	60	25	49
奈良	90.8%	19	1,321	1,199	1,094	6	98	3	36	60	1
和歌山	69.4%	46	920	638	271	41	326	13	200	113	0
鳥取	95.8%	11	543	521	403	90	28	4	13	11	0
島根	83.0%	41	654	543	340	90	109	28	51	30	4
岡山	88.6%	29	1,858	1,645	1,301	35	309	17	206	86	0
広島	90.3%	21	2,760	2,492	2,132	49	310	14	158	137	1
山口	89.5%	23	1,318	1,180	908	58	214	6	135	73	0
徳島	67.4%	47	715	481	138	19	319	15	173	131	5
香川	81.1%	44	952	772	444	14	314	12	248	53	0
愛媛	83.0%	40	1,320	1,096	756	36	303	24	168	112	1
高知	77.9%	45	680	530	284	20	224	12	135	77	1
福岡	94.3%	13	5,091	4,799	4,277	51	462	52	276	134	8
佐賀	87.0%	32	803	699	514	57	129	50	58	21	0
長崎	83.6%	39	1,296	1,084	834	47	198	14	147	38	5
熊本	89.4%	24	1,730	1,546	1,221	65	261	33	177	51	0
大分	81.8%	43	1,118	914	610	30	273	11	181	82	1
宮崎	89.2%	27	1,062	947	653	46	248	19	185	44	0
鹿児島	84.8%	37	1,580	1,340	688	39	608	44	430	135	5
沖縄	87.6%	30	1,479	1,295	1,066	71	158	13	6	140	0
全国計	92.9%		125,065	116,242	101,280	3,018	11,784	825	6,229	4,730	160

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。
3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

浄化槽アナログ規制見直しへ通知发出

届出オンライン化や遠隔監視の実施など盛り込む

環境省

環境省は9月6日、全国都道府県および政令市長、ならびに浄化槽行政主管部局長宛に、環境再生・資源循環局長および浄化槽推進室長名で「デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について」とする通知を发出した。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日）で、代表的なアナログ規制7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）の見直しが求められていることを受け、浄化槽の一部業務についてもオンライン化を推進する内容となつて

いる。

具体的には、浄化槽設置届出、保守点検または清掃の記録票、法定検査結果、浄化槽管理者の報告や使用休止届出、使用廃止届のオンライン化を推進するとともに、排水設備の検査（法第12条の12）におけるカメラ等での遠隔監視（可能な場合）、浄化槽清掃業の許可申請等（法第35条）のオンライン化、報告徴収・立入検査（法第53条）のオンライン報告は可能と改めて整理。

加えて、浄化槽清掃業者のウェブサイトを活用した許可情報公表も管理者の利便性向上のため積極的に行うよう求めた。

内容は次のとおり。

環循適発第 2309061 号

令和5年9月6日

各都道府県知事・各政令市
浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について
（通知）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、代表的なアナログ規制7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められている。

これを受けて、今般、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）等のうち、法令上の解釈の明確化を図ることとされる事項について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、運用に遺漏なきようご留意いただくとともに、関係機関、貴管下市町村及び関連事業者等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、国土交通省と協議済みであること及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 浄化槽の設置届出について（法第 5 条関係）

法第 5 条第 1 項に定める浄化槽の設置届出は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（以下、「省令」という。）第 3 条及び第 4 条に定める様式による届出書及び添付書類を都道府県知事及び都道府県知事を経由して特定行政庁に届出することとされている。

浄化槽の設置届出の事務については、窓口での対応によることとしている地方公共団体もあると考えられるが、届出を行う者の負担軽減や届出書類の電子化等の観点から、電子メール等を利用した設置届出への対応が求められているところである。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、地方公共団体への各種届出等のオンライン化に向けた検討が進められているところであり、電子メール等を利用した設置届出について積極的に推進されたい。

ただし、届出に際しては、届出書その他、省令第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項に該当する場合には、添付書類の提出も必要とされているところ、電子メール等を利用して行う届出にあっては、添付書類の真正性の確認に当たって、電子署名の活用や、電子メール等で受け付けたうえで後日原本と照合するなど、必要な措置を執るよう留意されたい。

第二 保守点検又は清掃の記録の交付について（法第 10 条関係）

環境省関係浄化槽法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 5 条第 2 項のただし書に定める保守点検又は清掃の記録の交付については、同条第 4 項において、各号に定める方法による電子データの交付を認めているところであるが、改めてこれを周知するとともに、引き続き積極的に推進されたい。

なお、電子データの交付に当たっては、浄化槽管理者から保守点検又は清掃の委託を受けた受託者は、施行規則第 5 条第 6 項に定めるところに従い、あらかじめ、浄化槽管理者に対して承諾を得なければならないことに留意すること。

第三 指定検査機関が行う水質検査（法定検査）について（法第 7 条及び第 11 条関係）

法第 7 条及び第 11 条に基づき指定検査機関が行う水質検査（法定検査）については、検査結果のデジタル化及び電子メール等のオンラインによる検査結果の報告を可能としているところであるが、改めてこれを周知するとともに、引き続き積極的に推進されたい。

第四 浄化槽管理者の報告、使用の休止の届出、使用の廃止の届出等について（法第 10 条の 2、

法第 11 条の 2、法第 11 条の 3 関係)

法第 10 条の 2 に定める浄化槽の使用開始、技術管理者の変更及び浄化槽管理者の変更報告は、施行規則第 8 条の 2 に定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出することとされている。法第 11 条の 2 第 1 項に定める使用の休止の届出及び使用の再開の届出は、使用の休止については施行規則第 9 条の 3 に定める届出書に清掃の記録を添付して、使用の再開については施行規則第 9 条の 4 に定める届出書を、それぞれ都道府県知事に提出することとされている。法第 11 条の 3 に定める使用の廃止の届出は、施行規則第 9 条の 5 に定める届出書を都道府県知事に提出することとされている。

これらの行政事務等においても、浄化槽の設置届出と同様に、電子メール等を利用した報告及び届出への対応について積極的に推進されたい。

また、電子メール等を利用して行う届出における添付書類の真正性に関する確認等については、浄化槽の設置届出における確認と同様に留意されたい。

なお、使用の休止の届出にあたって添付する清掃記録は、施行規則第 5 条第 4 項の規定により作成された電子的記録も含まれることを念のため申し添える。

第五 排水設備等の検査について（法第 12 条の 12 関係）

法第 12 条の 12 に基づき、市町村は、公共浄化槽の機能及び構造を保全し、又は公共浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質を法第 4 条第 1 項の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。立入検査は、汚水の適正な処理を確保するため、汚水の処理状況や処理施設の構造、放流水の基準の適合状況等を確認し、必要な情報を把握するものである。この趣旨を踏まえると、立入検査の実施に当たっては、検査の目的や検査対象、検査場所等を踏まえて、効果的かつ適切な検査の方法で行うことが必要である。当該検査の方法については、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、積極的にデジタル技術を活用することが推奨され、具体的な方法としては、例えば、カメラ等による画像等を遠隔により確認することなどが考えられる。ただし、画像等のみでは現場の状況が正確に把握困難である場合は、必ず現場において検査を実施すること。

デジタル技術を活用して遠隔により立入検査を行う場合であっても、法第 12 条の 12 第 2 項に基づき、検査をする職員は身分を示す証明書を携帯しなければならないものの、関係人への提示は画面への投影等により行うことも可能であることに留意されたい。

第六 浄化槽清掃業の許可申請等について（法第 35 条関係）

法第 35 条第 3 項に定める浄化槽清掃業の許可申請は、施行規則第 10 条で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出することとされている。また、法第 37 条に定める浄化槽清掃業の許可申請に係る記載事項の変更の届出は、施行規則第 12 条に基づき変更する内容および変更年月日を記載した届出書を、法第 38 条に定める浄化槽清掃業の廃業等の届出は、同条に基づく届出を、それぞれ市町村長に提出することとされている。

これらの行政事務等においても、浄化槽の設置届出と同様に、電子メール等を利用した

許可申請及び届出への対応について積極的に推進されたい。

また、浄化槽清掃業の許可申請並びに変更及び廃業等の届出においては、申請書及び届出書の他、施行規則第10条第2項各号に定める添付書類の提出も必要とされているところ、電子メール等を利用した申請及び届出における添付書類の真正性に関する確認等については、浄化槽の設置届出における確認と同様に留意されたい。

第七 標識の掲示について（法第39条関係）

法第39条に基づき、浄化槽清掃業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、名称及び許可を行った市町村長名や許可番号等の施行規則第13条第1項各号に定める事項について同条第2項に定める様式により掲示することとされている。

近年の情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっており、浄化槽管理者が浄化槽清掃業者を選定しようとする際には、インターネットによる情報収集を行うことが想定される。このような状況においては、浄化槽法第39条の規定の趣旨も踏まえると、引き続き営業所での標識掲示は行いつつも、浄化槽管理者の利便性向上のため、浄化槽清掃業者の許可情報をインターネット上で確認できる環境を整備することが必要である。

以上の趣旨から、浄化槽清掃業者において自社のウェブサイトを含めたインターネット環境が整備されている場合には、浄化槽管理者が清掃を委託しようとする場合に容易に許可情報を把握できるよう、「氏名又は名称」及び「代表者の氏名」と併せて「許可を行った市町村長名」と「許可番号および登録年月日（許可期間）」について積極的に公表すること。

ただし、インターネット環境を整備することが不相当な負担となる場合においては、例外的に引き続き標識の掲示のみとすることも差し支えないこと。

第八 報告徴収・立入検査について（法第53条関係）

法第53条第1項に基づき、都道府県知事又は市町村長は、法の施行に必要な限度において、浄化槽管理者等の関係者に浄化槽の保守点検や清掃の業務に関する報告をさせることができることとされている。

この報告方法については、報告の円滑化及び負担軽減を図る観点から、オンラインによる報告を可能としているところである。

一方、法第53条第2項の立入検査については、広く浄化槽に関する指導監督を行うためであり、各都道府県における職員（環境衛生指導員）が現地に赴くことにより、はじめてその実行性を担保できることから、従前のとおり取り扱うこと。

以上

集合処理区域3565^{ha}を個別処理に転換

人口減少や維持費の観点から計画見直し

青森県

青森県はこのほど、汚水処理に係る都道府県構想「青森県汚水処理施設整備構想（第5次構想）」を見直した。人口減少による使用料収入の減少、増大する維持管理費や改築更新需要といった課題を踏まえ、下水道事業区域3526ha、集落排水事業区域39haを削除するなど個別処理区域への大幅な転換を行った。人口減少が著しいためいずれの処理手法でも人口は減少するが、この結果、令和23年度の長期目標において、下水道処理人口は65万2156人（令和3年度比11万5331人減）、集落排水処理人口は6万1558人（同4万7605人減）、浄化槽処理人口は11万7039人（同1万1789人減）となった。

青森県では近年、黒石市や横浜町、野辺地町など、財政のひっ迫から下水道事業がストップし、事業を取りやめるなどの事例が増加している。昨年、むつ市において、宮下宗一郎市長（現・青森県知事）が新規の下水道事業を打ち切る考えを示したばかりだった。前回の第4次構想策定時においても、第3次構想と比べ1998haが個別処理区域に見直されており、徐々にだが経済性・処理性能に優れた浄化槽が選択され始めた状況と言える。

また今回の第5次構想では浄化槽の整備促進策にも言及され、公共浄化槽事業の推進、PFI方式（BOO、BOT方式）、少人数高齢世帯の維

持管理負担軽減事業等の活用が一つの考えとして示された。加えて、汚水処理未整備区域における補助金制度の創設、戸別訪問による設置促進、勉強会の開催やインターネット、冊子等の広報媒体、教育の場を通じた情報発信にも努めることとした。

こうした取り組みにより汚水処理施設の整備を進め、国が定める汚水処理施設の概成目標年度（令和8年度）までに、下水道処理人口75万8670人（令和3年度比8817人減）、浄化槽処理人口13万693人（同1865人増）として、汚水処理人口普及率を86.4%（同4.9ポイント増）に引き上げる。

中間目標年度の令和13年度は、下水道処理人口72万7983人（同3万9504人減）、浄化槽処理人口12万6560人（同2268人減）として、汚水処理人口普及率88.6%（同5.1ポイント増）を目指す。

第5次構想の計画フレーム

	行政人口 (人)	集合処理							浄化槽			計	
		下水道			集落排水等			進捗率 (%)	計画人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
		計画人口 (人)	処理人口 (人)	進捗率 (%)	計画人口 (人)	処理人口 (人)	進捗率 (%)						
令和3年度	1,233,100	903,868	767,487	84.9%	110,353	109,163	98.9%	86.4%	218,588	128,828	10.4%	1,005,478	81.5%
令和8年度	1,142,451	821,491	758,670	92.4%	97,974	97,874	99.9%	93.2%	222,986	130,693	11.4%	987,237	86.4%
令和13年度	1,061,590	774,087	727,983	94.0%	86,832	86,042	99.1%	94.6%	200,670	126,560	11.9%	940,585	88.6%
令和23年度	894,619	674,474	652,156	96.7%	63,292	61,558	97.3%	96.7%	156,853	117,039	13.1%	830,753	92.9%

令和5年度 水環境保全助成事業審査委員会の結果

1. 水環境保全助成事業

(一社)全国浄化槽団体連合会は、「水環境の保全を図るため、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを積極的に実践する団体・個人を対象に、活動資金の一部を助成することを通じて、活動が活発化し、活動の輪が拡大し継続していくこと」を目的に、平成19年度より「水環境保全助成事業」を行ってきた。

17年度目を迎える「令和5年度」についても、同様の趣旨で実施することとし、助成金額については平成23年度以降同額。

2. 助成金額、申請時期、交付決定日

- ①助成金額 総 額 300万円 助成額上限/件 20万円
- ②申請時期 「4月1日～6月30日」
- ③交付決定日 原則「7月末日迄に」

3. 審査の結果

- ①本年度の水環境保全助成事業審査委員会は、8月9日に開催された。

委員長	小 川 浩	常葉大学名誉教授
委員	田 村 幸 彦	(一社)全国浄化槽団体連合会 事業・組織広報委員会委員長
	鈴木 文 夫	〃 副委員長
	藤 原 章 員	〃 副委員長
	仁 木 圭 三	(公財)日本環境整備教育センター 参事

- ②本年度は、助成申請総額が約101万であり、
審査委員会では、以下の6団体の活動を助成することを決定した。
- ③助成金額の合計は、約101万円。

【助成団体等と助成対象活動】

団 体 等	助 成 対 象 活 動
(山形) 美しい山形・最上川フォーラム	「身近な川や水路の水質が知りたい」という県民の声に応えるため、誰もが参加しやすく、わかりやすい水質調査を実施する。
(埼玉) 和光自然環境を守る会	越戸川の清掃や、川辺の遊歩道沿いに設けられた花壇の手入れを行っている。
(京都) 上林川を美しくする会	水質・水生生物調査など「上林川を調べて知って守り育てる活動」を通じ、流域住民や市民・行政の協働で清流上林川を蘇生。活動を次世代に引継ぐ。
(京都) 全国水源の里連絡協議会	水源の里振興の理念「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」を国民運動として全国展開するため、情報誌「水の源」発行事業(年1回SNS等を活用した方法)を行う。
(大阪) 大阪高等学校 科学探究部	環境DNAを用いた、淀川水系河川の水質調査を行い、地域外の子どもや大人の方々に科学や環境問題等への興味関心を引きつけ、地域の環境保全に貢献する。
(福岡) 特定非営利活動法人 SPERA 森里海・時代を拓く	やながわ有明海水族館において、柳川掘割やニツ川で過去に調査した資料や日本各地で撮りためてきた貴重な水中の生物の動画記録の上映及び解説のセミナーを実施する。

全浄連・会務報告

月 日	摘 要	会 場・訪 問 先
8 月 3 日	「第 3 回正副会長会」(Web 会議)	全浄連会議室
8 月 22 日	「第 48 回 理事会」(Web 会議)	全浄連会議室
8 月 28 日	「第 1 回検査委員会」(Web 会議)	全浄連会議室
9 月 5 日	「第 2 回 2023 浄化槽ビジョン検討会」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
10 月 6 日	「第 3 回 2023 浄化槽ビジョン検討会」(Web 会議)	全浄連会議室
10 月 18 日	「第 49 回 理事会」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
10 月 30 日	「第 1 回政策会議」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷

全浄連関係機関・団体との会議等報告

月 日	摘 要	会 場
9 月 7 日	令和 5 年度全浄連関東地区協議会「生活排水対策特別研修会・懇親会」	紫雲閣
10 月 2 日	「浄化槽の日」第 37 回全国浄化槽大会	TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター、ホテルグランドヒル市ヶ谷
10 月 10 日	令和 5 年度「第 37 回全国浄化槽技術研究集会」	パシフィコ横浜
10 月 13 日	第 19 回全国環境連全国大会 講演・大会式典・懇親会	ホテル日航熊本
10 月 18 日	浄化槽推進議員連盟総会(予算要望等)	自由民主党本部
10 月 18 日	浄化槽整備推進議員懇話会(予算要望等)	参議院議員会館
10 月 22 日	令和 5 年度浄化槽管理士試験	大妻女子大学
10 月 27 日	令和 5 年度浄化槽トップセミナー栃木	ライトキューブ宇都宮

丈夫な DO計・MLSS計・pH計 といえば
飯島電子工業

完全防水

耐衝撃

pH/ORPメーター

MLSS計

型式: IP-140T

本体2年保証

計量法型式承認番号取得

メモリー機能

「まきとりーる」標準付属

ユーザー登録で 本体2年保証

【上位モデル】IM-100P

【廉価モデル】
IM-80P/50Pもラインナップ!



ケーブルの
収納に大活躍! 「まきとりーる」

プレゼントキャンペーン中!

DOメーター

本体2年保証

センサー1年保証

型式: ID-160T

メモリー機能

「まきとりーる」標準付属

テスト器貸出無料

お問い合わせ

TEL: 0120-67-2827 メール: eigyou@iijima-e.co.jp

営業部 〒443-0011 愛知県蒲郡市豊岡町石田 1-1

<https://www.iijima-e.co.jp/>



All for Lives.

TOHIN

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

TOHINグループは、SDGsの目標達成と持続可能な社会の実現に向け、事業を通じて社会の課題解決に取り組んでいます。

TX TURBO BLOWER

空気軸受式単段ばっ気ブロウ



高効率で静粛性、耐久性の高い
ロータリーブロウ



省エネルギー・省メンテナンス

下水処理や産業排水処理にかかるコスト・CO2を大幅に削減



遠隔操作などのIoTにも対応可能な
制御盤・ブロウボックス



個体・粉体・液体・連続吸引など
様々な用途に対応できる各種クリーナー

製造元 **東浜工業株式会社**

総販売元 **東浜商事株式会社**

(ISO9001 認証取得)

久喜工場
清久工場
東京本社
札幌営業所
名古屋営業所
大阪営業所
福岡営業所

〒346-0028 埼玉県久喜市河原井町 13 番地
〒346-0035 埼玉県久喜市清久町 6-3
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-20-7
〒003-0011 札幌市白石区中央 1 条 5 丁目 11-16
〒454-0976 名古屋市中川区服部 2-1204
〒564-0051 吹田市豊津町 17-35
〒812-0893 福岡市博多区那珂 1-29-23

TEL 0480-22-7945 (代) FAX 0480-22-7949
TEL 0480-23-2600 (代) FAX 0480-23-3949
TEL 03-3230-3426 FAX 03-3230-3420
TEL 011-821-6312 (代) FAX 011-842-2619
TEL 052-432-5485 (代) FAX 052-432-5513
TEL 06-6380-1031 FAX 06-6380-1039
TEL 092-441-1424 FAX 092-431-4817

URL <https://www.tohin.co.jp/>

ShinMaywa 浄化槽(小型・中型)専用放流ポンプ

VISION WITH INSIGHT

新製品

いいことずくめの

e-NORUS

CRB321ES

e-ノールスは電極センサと独自の運転制御の組み合わせで
脱フロートスイッチを実現した、すぐれものです。

特許取得済 特許第5810022号

- ✓ 業界初! 同じポンプで自動交互・同時運転!
- ✓ 設置スペースをよりスマートに!
- ✓ 50Hz/60Hz ヘルツフリー! 製品在庫が削減できます!
- ✓ フロート式に比べ更に軽量化! (5.4kg → 4.5kg)
- ✓ ケーブル膨潤抑制! 耐塩素ケーブルを標準装備!



新明和工業株式会社

新明和 検索 <http://www.shinmaywa.co.jp>

流体事業部

営業本部 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-9845

流体営業部

(機器担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-6411

(システム担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-5475

北海道支店 ☎(011)641-0881 関西支店 ☎(06)4807-5520

東北支店 ☎(022)237-7551 中国支店 ☎(082)282-7176

関東支店 ☎(048)653-6771 九州支店 ☎(092)411-5461

中部支店 ☎(052)231-2201

◎役所
◎民間

販売店募集

しています。是非お電話ください。

浄化槽用塩素剤について

◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。

特徴

現在の製品は非常に良くなっています。

- 〈1〉今お使いになっている品と同じ有機系塩素剤です。 〈3〉即納体制で翌日配達します。
〈2〉従来品の2〜3倍長持ちします。(当社比) 〈4〉メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

品名

有機塩素系トリクロロイソシアヌール

- | | |
|--|---|
| ① ゴールドSS900 (99%) ST錠 単独用 15kg
包装状態: 50g × 6錠 × 50本 | ④ ゴールドSS900 (99%) 15g錠 単独用 15kg
包装状態: 15g × 20錠 × 50本 |
| ② ゴールドSS900 (99%) 30g錠 合併用 15kg
包装状態: 30g × 5kg × 3袋 | ⑤ ゴールドSS900 (99%) 100g錠 小型合併用 15kg
包装状態: 100g × 5錠 × 30本 |
| ③ ゴールドSS900 (99%) 30g錠 単独用 15kg
包装状態: 30g × 10錠 × 50本 | ⑥ ゴールドSS900 (99%) 150g錠 合併用 15kg
包装状態: 150g × 5錠 × 20本 |
| | ⑦ ゴールドSS900 (99%) 15錠 合併用 15kg
包装状態: 15g × 1.5kg × 10袋 |

得意取扱品 = 水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、(ブロウ、水中ポンプ、フロート、散気管
換気装置、合併取替装置、(ルーツブロウ、水中ブロウ、スクリーン、浄化機能促進剤、(高圧洗浄機
配水管清掃機器、DO(PH)、MLSS計、採水器、水質検査器、(風量計、消泡剤、殺虫プレート、(透視時計)

株式会社サンケン中部環境研究所

〒443-0104 愛知県蒲都市形原町三浦17-9

TEL(0533)57-2026/FAX(0533)57-1585

日本環境整備事業 西日本

TEL(06)6314-3712/FAX(06)6363-0756

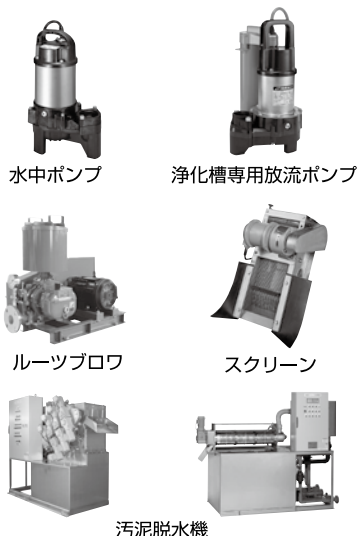
東京環境整備事業 東日本

TEL(03)3370-6644/FAX(03)3370-4646

省エネ機器への更新は ツルミにおまかせください!

浄化槽機器の節電対策と二酸化炭素排出量の削減に貢献!

資料ダウンロード

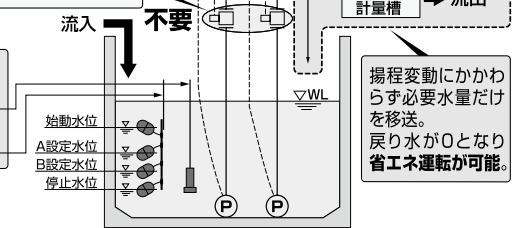


流量調整槽用ポンプとして
一定流量運転が可能。
更なる省エネ化を実現。

電磁流量計が不要。既設の水位検出装置の
流用もしくは増設により、簡単かつ安価に
実現が可能。

選べる2つのタイプ

- ①水位計による
連続式一定流量運転
- ②フロートスイッチによる
段階式簡易一定流量運転



定流量ポンプシステム

詳細についてはお近くの当社営業店までお問い合わせください。

株式会社 鶴見製作所

大阪本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4-16-40 TEL.(06)6911-2351 FAX.(06)6911-1800
東京本社：〒110-0016 東京都台東区台東1-33-8 TEL.(03)3833-9765 FAX.(03)3835-8429

北海道支店：TEL.(011)787-8385
東北支店：TEL.(022)284-4107

東京支店：TEL.(03)3833-0331
北関東支店：TEL.(028)613-1520

北陸支店：TEL.(076)268-2761
中部支店：TEL.(052)361-3000

近畿支店：TEL.(06)6911-2311
中国支店：TEL.(082)923-5171

四国支店：TEL.(087)815-3535
九州支店：TEL.(092)452-5001

www.tsurumipump.co.jp

集金や入金確認のお悩み解決します!

集金代行サービス

☑ 導入費用0円 利用がない月も0円

☑ 導入サポート充実 アフターフォローもバッチリ

定期保守点検
費用等の回収業務
にて、お困りごとを
解決します!

決済手段の多様化

入金消込業務

請求書送付業務

業務効率
UP!

口座振替

お客様の預金口座から
回収金を引き落とし代行回収
します

顧客
満足度
UP!

コンビニ決済

全国のコンビニエンスストアを
受付窓口として代行回収します

事務負担
軽減!

請求書発行代行

請求書の発行
(印刷・封入・送付)の
業務を代行します

請求書の発送作業に手間を
感じている事務作業に時間を
割けないなど



浄化槽業界の導入事例も多数あります!
「全浄連ニュースの広告見たよ」と
お気軽にお問い合わせください!



▶弊社ホームページにて
資料請求・お問い合わせできます。

▶ホームページからの資料請求は

リコーリース株式会社

リコーリース集金代行

検索 <https://www.rl-shukin.jp/>

☎ 0120-727-702

フリーダイヤル受付時間/平日9:00~17:00

※各種サービスの導入には審査のお手続きがございます。
審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。



